特殊勤務手当実績の登録の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 市岡高等学校 | 合宿等（泊を伴う練習及び練習試合）の部活動指導の生徒引率業務について、教員特殊業務手当が未払となっているものがあった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職員 | 事実発生時期 | 件数 |
| Ａ | 令和５年８月 | ２件 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【部活動の位置づけ及び教職員の服務上の取扱いの改訂について（通知）（平成24年７月31日　教育長）】２　教職員による部活動指導の服務上の取扱い（別紙１）（１）生徒引率（指導）を伴う場合 ⑤ 合宿等（泊を伴う練習及び練習試合）の部活動指導合宿等は、本来、勤務場所である学校で行う部活動を、顧問である教職員の自発性、生徒の自主性に基づいて企画され、学校を離れて泊を伴う活動として行うものであり、原則として、旅費が公費から支給されるものではない。しかしながら、合宿等が学校管理下で行われることから、学校運営に支障のない限り、要勤務日については、正規の勤務時間を勤務したものとして取り扱うこととし、週休日等については、教員特殊業務手当の支給対象とする。合宿等の期間中は、公務災害基金に公務災害の適用を求めていく。なお、合宿等については、できるだけ週休日等の実施は避けることが望ましい。（別紙１）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 旅費の公費支出 | 教員特殊業務手当 |
| 生徒引率（指導）を伴う場合 | ①公式戦への参加 | 可 | － |
| ②勤務時間内の部活動指導 | 可 | － |
| ③平日の勤務時間外の部活動指導 | － | － |
| ④週休日等の部活動指導 | － | 対象 |
| ⑤合宿等（泊を伴う練習及び練習試合）の部活動指導 | － | 週休日対象 |

 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年11月27日）